

平成29年(ヲ)第759号

出版禁止等仮処分決定変更及び同仮処分命令申立て一部決定に対する保全抗告
事件

(原審:横浜地方裁判所平成28年(モ)第4041号

基本事件:平成28年(ヨ)第154号 仮処分命令申立事件)

抗告人及び相手方(債権者) 部落解放同盟 外5名

抗告人及び相手方(債務者) 示現舎合同会社

保全抗告準備書面(1)

平成29年6月2日

東京高等裁判所第9民事部C係 御中

抗告人及び相手方(債務者) 示現舎合同会社

上記代表者代表社員 宮部 龍彦

平成29年5月12日付、債権者保全抗告理由書に対し、次の通り意見を述べる。

1 原決定について

債権者解放同盟の仮処分申立てを却下した原決定は、結論においては妥当なものである。しかし、妥当である理由について債務者の主張は原決定とは若干異なるものである。

乙58に示したとおり、そもそも全国部落調査およびその復刻版が差別行為を招来する蓋然性はない。

債権者解放同盟の言う「業務遂行権の侵害」とは、「政治的に都合が悪い」ということの言い換えに過ぎないものである。従って、「業務遂行権の侵害」があらうとなかろうと結論には無関係である。

全国部落調査の復刻は、横浜地方裁判所が認定するところの「同和地区出身者」の1人である債務者代表者が、部落差別を徹底的に否定し、1つの普遍的な真理を見言い出し、信念に基づいて試みていることである。そのことが、一部の政治的勢力にとって、都合が悪いというだけのことである。

2 最高裁平成26年判決について

最高裁判所平成26年12月5日第二小法廷判決(最高裁平成26年判決、判例地方自治390号51頁、季報情報公開・個人情報保護57号16頁)が本件に援用できないのは当然のことである。

最高裁平成26年判決により非開示とされた「同和対策地域総合センター要覧」の非開示部分は債務者代表者が、情報公開請求とは別の方法で独自に入手して公開済みである(乙61)。それによって滋賀県の事務事業が阻害されたといった事実は債務者が知る限りない。

乙61を検分すれば、次のことが分かる。

本件では債務者が、全国部落調査と同様に部落の地名を列挙された、債権者解放同盟によるものを含む出版物(乙5ないし乙19)を提出したが、債権者解放同盟はそれらの出版物は全国部落調査とは異なるとしてことごとく正当化し、それを原決定も認めた。

「同和対策地域総合センター要覧」の内容は、本件において債権者解放同盟および原決定が正当化した出版物と同様のものである。

最高裁平成26年判決を援用できるのであれば、債権者解放同盟は自らの業務遂行件を侵害するような出版物を出版するか、あるいは出版を正当化していることになり、本件における債権者解放同盟の主張に矛盾が生ずる。

債権者解放同盟は、最高裁平成26年判決の基礎となった、どのような文書が差

別意識を増幅し差別行為を助長するか、という基準を自らの都合のいいように捻じ曲げた上で、判例を援用しようとしている。

なお、最高裁平成26年判決では、地方公共団体の条例に列挙された同和対策施設の名称・住所と、同和対策地域総合センター要覧に掲載された同和対策施設の名称・住所は別のものとの判断がされた。行政文書については、非常に微妙な違いによって別のものと判断された一方で、本件では全国部落調査の復刻版と「小林健治と有田芳生に対抗する全国部落解放協議会5年のあゆみ」が同一視された。

単純に「部落の地名を公表することの是非」の問題であるはずが、最高裁平成26年判決の件にしても、本件にしても、債務者代表者ないし債務者が乙5ないし乙19のような証拠を提出する度に、同和行政や運動団体の既得権益にとって都合がよく、債務者代表者が不利になるような条件が次々と後付けされるので、その度に問題が複雑化し、どのような情報であれば良くて、どのような情報であれば許されないのか、もはや誰も理解できない状態となっている。これでは過去の裁判例に規範性があるとはとても言えない。

3 債権者解放同盟と自治体との関係は協働しているものではないこと

債権者解放同盟は1951年のオールロマンス事件以来、「行政闘争」と称して、「差別事件」を足がかりに自治体を糾弾して利益を引き出す運動をしてきたのであって、債権者解放同盟と自治体は協働しているわけではなく、車の両輪のような関係にあるわけでもない。自治体ごとに違いはあるが、両者の関係は歪んだものである。

乙1に示した通り、法務省は「特定運動団体が同和関係者全体を代表しているものとも考えられない」と述べている。事実、債権者解放同盟が認める通り、自由同

和会や全国地域人権運動総連合(以降「人権連」という)等の運動団体が他にあり、特に人権連と債権者解放同盟は激しく対立している。

また、灘本昌久京都産業大学文化学部教授は、例えば債権者解放同盟と京都市の関係について「今まで行政と運動が、表面的には厳しい対立関係に見えても、実際には、密接な協力関係、悪く言えばベタベタの共依存関係であることは、運動の実態を知っている人には自明のことであった。にも関わらず、運動は我が身かわいさに、すべての責任を行政に押し付けて、逃亡をはかったわけである。仁義のかけらもない」と評している(乙62)。

4 債権者解放同盟のいう「業務遂行権の侵害」は、政治的な対立の言い換えに過ぎないこと

債権者解放同盟は債務者代表者のウェブサイトにある記事等を引き合いに出し、債務者代表者の目的は債権者解放同盟の業務を阻害することだと評している。

本件の争点は全国部落調査およびその復刻版の内容に係るものであって、それとは無関係なウェブサイトや、債務者代表者の思想信条は、本来は何の関わりもないことである。

あえて反論すると、債権者解放同盟の主張は、むしろ債務者と債権者解放同盟が政治的な対立関係にあることを認めているものである。

人権連の主張や、あるいは債務者代表者による「行政や解放同盟は「部落問題解決のため」と言いつつ、「知識のない人」や「立場上反論できない人」をターゲットにして、「弱い者いじめ」をしているとしか思えない」「建前だけの秘密」を利用して、啓発・教育という名目で行政や企業から利益を引き出し、金儲けしている人がいることは事実です」との主張は、純粹に解放運動のあり方を批判したものである。

これらが債権者解放同盟の業務遂行権の侵害だと言うことは、例えば民進党が

自民党の不祥事を追及することを業務遂行権の侵害だと言うくらい、ナンセンスなことである。

また、全国部落調査の内容が明るみになったことで債権者解放同盟が何らかの対応に追われることを業務遂行権の侵害だと言うのなら、昨今話題になっている加計学園の問題のように、マスメディア等が行政の内部文書を暴露することで、政権与党が対応に追われるようなことを、政権与党に対する業務遂行権の侵害と言わなければならない。

本件のような、純粹に政治的主張の対立の問題について、裁判所が一方の政治的立場に肩入れし、もう一方の言論を阻害することは、国民の表現の自由を著しく侵害するものであり、憲法21条の違反である。

以上